受講規約

フィーノ株式会社(以下「当社」といいます。)の運用する北欧教育スクール FinoLykke®の各プログラムに係る資格認定講座(以下「本講座」といいます。)の受講にあたり、次の通り、受講規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。受講者(本講座の受講申し込みを完了された方を以下「受講者」とします。)は、本講座受講中はもちろん、受講後、受講後における資格者活動についても、本規約に同意し、これを遵守しなければなりません。本講座を受講しようとする方は、本講座の受講申し込みにあたり、本規約の全文を確認するものとし、各講座に対する申し込みと同時に、本規約に同意したものとみなします。

第1条(目的)

本規約は、受講者が、当社の運営する、「フィーノリッケペダゴー資格認定講座(英文 名 FinoLykke®Pædagog Training Program)」、並びに資格認定講座を受講し試験合格し た際に付与する資格呼称(「フィーノリッケペダゴーアシスタント(英文名

FinoLykke®Pædagog Assistant)」、「フィーノリッケペダゴー(英文名

FinoLykke®Pædagog)」)、または受講中、受講後、合格後の活動の展開にするにあたっての規則を明確にするため作成するものである。

受講者は、「フィーノリッケペダゴーアシスタント」、「フィーノリッケペダゴー」の各ランクにおいて、自己が受講中または受講したランクに関する本規約の各条項を遵守するものとする。また本規約は、将来受講者が「フィーノリッケペダゴー」に該当する場合にも、有効とする。

第2条(定義)

1.「FinoLykke®Pædagog」とは、本規約において下記を意味するものとする。

記

当社が各法人または個人に対して当社独自の人材育成プログラムの提供を目的とし考案し、運用しているフィーノリッケペダゴー資格認定講座(以下「本講座」という。)の総称及び当社が提供する北欧型人材育成を理解した者に対して当社から認定付与される資格の総称。(資格には、「FinoLykke®Pædagog Assistant(フィーノリッケペダゴーアシスタント)」、「FinoLykke®Pædagog(フィーノリッケペダゴー)」の二つのランクが存在する。)

- 2. 「フィーノリッケペダゴーアシスタント(以下「FLPA」という。)」とは、当社の指定する特定の講座を修了、合格し、「FinoLykke® Community」に登録している者とする。
- 3.「フィーノリッケペダゴー(以下「FLP」という。)」とは、当社の指定する特定の講座を修了、合格し、「FinoLykke® Community」に登録している者とする。
- 4. 本サービスとは、本講座の運営及びコミュニティの運営等、当社から提供されるサービスを指すものとする。

第3条(第2条に記載する講座の内容等)

- 1. 2条2項にいう「特定の講座」とは以下のとおりとする。
 - ①講座名称 「フィーノリッケペダゴー資格認定講座 ベーシックコース」
 - ②講座回数及び各回の時間 計3回 Step 1 (2日/6時間)、Step 2 (1日/4時間)
 - ③使用するテキスト 受講者用テキスト・参考図書
 - ④受講料 ベーシック講座:18万0000円(税込)

受講者は、上記受講料を、クレジット払いの場合には申し込みと同時に、銀行振込の場合には申し込み後(銀行振込を希望する旨事務局にメールにてご連絡ください。)、当社から発行される請求書に従い、当社の指定する口座に振り込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は受講者の負担とする。

また、同講座は、Step 1 と Step 2 に分かれ、Step 1 合格時には、「フィーノリッケペダゴーアシスタント研修生」と呼称する。(ただし、研修生は資格保有者ではないため、資格者として出来ることは無く、かつ証書発行等も行わない。)

⑤講座終了時には、試験及び面接を行うものとする。

合否については、当社は、受講者に対して、書面(電子メールを含む。)で通知するもの とし、受講者は結果の詳細について開示を求めることは出来ない。

- 2. 2条3項にいう「特定の講座」とは以下のとおりとする。なお、アドバンス講座の詳細は、当社において説明会を開催するところ、受講を希望する者は必ず説明会に参加するものとする。
 - ①講座名称 「フィーノリッケペダゴー資格認定講座アドバンスコース」
 - ②講座回数及び各回の時間 Step3 計10回

海外開催:事前・事後講座(2 日間/6 時間)+海外渡欧研修7日間+プログラムインプット(1 日/6 時間)

国内開催:事前_事後講座(2日間/6時間)+国内研修5日間+プログラムインプット(1日/6時間)

- ③使用するテキスト 別途当社から指定する。
- ④受講料

海外開催:65万円(税込)なお、このほかに、渡航費、諸経費が生じる。

国内開催:33万円(税込)現地までの往復交通費、開催地により諸経費が生じる。

(詳細は、Step3事前説明会に拠る。)

受講者は、上記受講料を、クレジット払いの場合には申し込みと同時に、銀行振込の場合には申し込み後(銀行振込を希望する旨事務局にメールにてご連絡ください。)、当社から発行される請求書に従い、当社の指定する口座に振り込みにて支払うものとする。

⑤講座終了時には、修了試験及び面接を行うものとする。

合否については、当社は、受講者に対して、書面(電子メールを含む。)で通知するものとし、受講者は結果の詳細について開示を求めることは出来ない。

3. 前項の修了試験、面接における合否の基準は以下のとおりとする。

- ①受講者の講座内容に対する理解度及び上級資格者としてのコミュニケーション能力
- ②実地研修担当者から寄せられたアンケートの結果
- ③受講者の品格(資格者としてのプロトコールが遵守出来る方であるか否か)

第4条(各資格保有者が行うことが出来る行為の範囲等)

- 1.「FLPA」は、第三者に対し、受講者各活動において、「FLPA」の資格保有者であることを提示出来るが、講義・セミナーの開催、活動は自己責任で行うものとし、「フィーノ株式会社」及び「FinoLykke®」「北欧教育スクールフィーノリッケ」が開催・コンサル等に関与しているとの誤認を与える行為(例「フィーノ株式会社」監修、協同開催といった名称の使用)をしてはならない。また、当社の許可なく、本講義内容自体または本講座の内容と類似する講座等を販売すること、または自身で実施することはしてはならない。
- 2.「FLP」は、その資格保有者であることを提示できる他、予め定められた項目と基準をクリアすることで、自身の活動に付加して、当社から提供される当社独自プログラムのうち指定された3レッスンを実施することができる。また、当社の別途の基準をクリアすることで当社からの業務委託を受け、当社が運営する教室・レッスン・セミナー等において講師を務めることが出来る。ただし、当社の許可なく、本講義内容自体または本講座の内容と類似する講座等を販売すること及び自身で実施することはしてはならない。また、プログラム自体の販売もこれを禁じる。その場合の詳細は別途、業務委託契約において定めるものとする。但し、講師業の業務委託契約の確約をするものではない。
- 3. 受講者は、自己が申し込んだ講座あるいは自己が取得した各資格(「FLPA」または「FLP」)に関し、本規約に定めた条項を遵守する。
- 4. 受講者は、「FinoLykke® Community」の入会規約を遵守するものとする。
- 5. 当社は、各資格保有者がその資格を保有することを、対外的にも明らかにするた
- め、当社ホームページ等において、資格者の氏名を公開することができる。ただし、公 開にあたっては、事前に承諾を得るものとする。

第5条(各資格保有者の活動の注意事項)

●FLPA の場合

- 1. 受講者が、「FLPA」として、独自のテーマで各活動を行う場合、当社は、その独自 テーマが以下に該当する場合等には、受講者に各活動の停止を求めることができ、受講 者はこれに速やかに従う。この場合、受講者は当社に対して損害賠償を請求することは 出来ない。
 - ①受講者が付加したテーマが、公序良俗、各法令に違反する場合
 - ②その他、「FLP」、「FLPA」及び当社の品位を害する場合
 - ③当社の許可なく、本講義内容自体または類似する講座の販売または自身で実施した と当社が判断した場合
 - ④その他、本規約に違反が認められた場合

- 2. 当社は、前項の停止の告知を、受講者に対して書面(電子メールを含む。)にて行うものとする。
- 3. 受講者は、「FLPA」、「FLP」の本講座内容自体を第三者に対して教えることはできない。また FLP の呼称を当社の事前許可なく受講者独自の資料の作成にあたり使用してはならない。ただし、本講座の内容に独自のテーマを付加して活動を行う場合、当該独自のテーマを説明するために、著作権法その他法令上の引用等の定めを遵守したうえで、本講座資料から引用の上、自身の資料を作成することは出来るものとする。ただし、その場合でも本講座、「FinoLykke®Pædagog」、「北欧教育スクールフィーノリッケ」について、当社が権利を有することを明記しなければならない。表記方法は、当社と協議する。
- 4. 受講者は、「本講座」ならびに「FLP」について、第三者が正確な理解が得られるよ
- う、当社の運営する講座・セミナーと同品質の講義を行うよう努めるものとする。
- 5. 前1項から4項は、「FLP」が「FLPA」と同様の活動を行う場合、及び「FLP」としての活動(プログラムを実施する場合等)にも適用されるものとする。

第6条(申し込み方法)

- 1. 受講希望者は、本規約に同意の上、本サイトの登録ページの入力フォームに必要項目・必要情報を入力し、本サイトにある「受講申込する」ボタンをクリックすることにより受講の申し込みをする。
- 2. フォームにおける必要項目には、真正な情報を入力しなければならない。また、本ウェブサイトに特段の例外がない限り、申し込みをされる方ご本人が、直接登録しなければならない。

また、申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかの場合、事前に法定代理人、後見人、保佐人または補助人(以下「法定代理人ら」とする。)の同意を得ていることを前提とし、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかが申し込みを行った場合には、法定代理人らの同意を得ているものとみなす。

- 3. 申し込みに対し、以下の場合には、当社は、申し込みを承諾しない、または申込者の支払いの如何にかかわらず、申し込みに対する当社の承諾を取り消すことができるものとする。なお、当社の判断事由は、当該申込者に開示する義務は負わないものとする。
- (1)過去に本規約違反の履歴がある方であることが判明した場合(特に本規約違反により当社から契約解除等の処分を受けていたことが判明した場合)
- (2) 情報に虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
- (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであるにもかかわらず、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
- (4) その他、当社が申し込みに関連して、不適当と判断する場合
- (5) 申込者が、当社と競合する事業者(個人事業主を含み、法人に限られない)である場合、または競合事業者の役員、従業員その他競合事業者の関係者である場合。また

は競合事業者になろうとする者、競合事業者の役員または従業員になろうとする者である場合。ただし、申込み以前に当社からの承諾を得た場合を除くものとし、上記に該当するまたは該当する可能性がある者は、申込み前に、当社に相談、協議するものとする。

- 4. 申し込みに際し、受講希望者は、受講料を一括にて前払いしなければならない。決済方法は、クレジット決済を希望する場合には、申し込みに際してクレジット払いを選択してこれを支払うものとする。銀行振込を希望する場合には、申し込みと同時に当社事務局にメールにて銀行振込を希望する旨連絡をするものとし、当社からの請求書受領後、受講料を3営業日以内に当社指定の口座に振り込むものとする。
- 5. 支払いの完了が、当社において確認が取れた場合、当社と申込者との間で、受講及 び資格者としての活動に関する契約が成立し、申込者は正式に受講者となるものとす る。
- 6. 受講者には、申込時に登録したメールアドレス宛に、当社から、当社の提供するサービスあるいは当社が提携している第三者の提供するサービスに関連する情報やキャンペーン等、受講者に有益と思われる情報を送信することがあるものとし、受講者はこれを承諾する。
- 7. 受講者が本講座を利用することを通じて当社が取得した情報は、「個人情報の取扱い」または当社の「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとする。本規約と「個人情報保護方針」の内容が異なる場合は、「個人情報保護方針」の内容が優先して適用される。ただし、申込み時点で受講者の許諾がある場合、あるいは受講者が各資格を取得した時点で許諾した場合には、当社のHP等で、その氏名及び許諾された情報について公開することができるものとする。

第7条(登録情報の変更)

- 1. 受講者は、前条において登録した内容に変更があった場合、事務局へ、変更となった項目を遅滞なくメールにて連絡、または指定されたフォームに情報を入力し直すことで、更新するものとする。
- 2. 受講者が前項の変更を怠ることで不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を 負わないものとする。また、当社からのメールその他の通知等が受講者に不到達となっ ても、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第8条 (キャンセル)

- 1. 入金後の、受講者の都合によるキャンセル・返金については、これを認めない。
- 2. 受講希望者が、銀行振込を選択していた場合で、送金前に申し込みをキャンセルされる場合は、速やかに事務局あてに連絡するものとする。

第9条(日程の振替)

オンライン講座、教室については、日程が合わない等の理由で受講者が振替を希望する場合には、開催1週間前に、振替希望の旨を当社指定の方法にて、事務局に申し出るも

のとする。(1週間経過した場合には講座運営上原則として対応できないものとする。 但し、ご相談をいただいた場合には要検討とする。)

第10条(再受講制度について)

当社の「フィーノリッケペダゴー資格認定講座 ベーシックコース」 は一度の参加でも知識とスキルを習得できるプログラムとなっているが、学び直したい、より学びを深めたいという FLPA、FLPA 研修生は、再受講制度を利用できる。参加にあたっての遵守事項は以下の通りとする。

1. 受講対象者

「FLPA 研修生」及び「FLPA」資格付与者のうち、「FinoLykke® Community」に登録している者を対象とする。

2. 受講対象講座名称・受講料

「フィーノリッケペダゴー資格認定講座 ベーシックコース」

Step 1 (2日/6時間) 3万6,000円(税込)

Step 2 (1日/4時間) 1万8,000円(税込)

受講者は、上記受講料を、クレジット払いの場合には申し込みと同時に、銀行振込の場合には申し込み後(銀行振込を希望する旨事務局にメールにてご連絡ください。)、当社から発行される請求書に従い、当社の指定する口座に振り込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は受講者の負担とする。

また、再受講した講座において FLPA は試験及び面接は免除となり、新規の証書発行は行わない。

3. テキストの再購入について

受講者用テキストは、随時内容が更新されているため、希望講座によっては新しいテキストを購入する必要がある。申し込み時に、貸与希望か、購入希望の有無を申し出、購入の場合には、4,200円(税込)を支払うものとする。事務局がテキストの申し込みを確認次第、クレジット払い、もしくは銀行振込の場合には申し込み後(銀行振込を希望する旨事務局にメールにてご連絡ください。)、当社から発行される請求書に従い、当社の指定する口座に振り込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は受講者の負担とする。

4. 申し込み方法

- ①初回受講時、個人・法人申込いずれの場合においても、当該クラス開講 7日前に定員に余裕がある場合のみ、受講を可能とする。但し、法人申込による再受講者は2項に明記した受講料をもって受講を可能とする。
- ②再受講制度の申し込み時には初回時の受講者番号が必要になる。内容の変更や提供終了等により本制度が適用されない場合があることをあらかじめ了承したものとする。

第11条(教材、資料等の取り扱いについて)

1. 当社及び受講者は、本講座における、すべてのプログラム、各テキスト、資料等 (以下「テキスト類」とする。)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権

利を含む。) その他知的財産権が、当社にあることを相互に確認する。

- 2. 受講者は、当社の前項の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為をしてはならない。
- 3. テキスト類は、当社から許可された場合を除き、コピー等複製を作成してはならない。また、テキスト類を当社に無断で開示、譲渡(有償・無償を問わない。)してはならない。

テキスト類を転売・または転売のために第三者に提供すること、転売サイト、フリマアプリ、オークションサイト等へ出品・売却すること、その他転売を試みる行為についても固く禁止する。

第12条 (第三者との紛争)

受講者と、第三者(受講者同士、受講者のクライアントを含む。)との間で紛争が生じた場合、受講者は自身の責任をもって解決し、当社に迷惑をかけない。ただし、受講者は、紛争の内容を速やかに当社に報告するものとし、当社は、必要な場合には紛争解決のために受講者に協力する。

第13条(秘密保持)

- 1. 本規約において、「秘密情報」とは、当社より書面、口頭、記録媒体その他方法の如何を問わず提供又は開示された、当社から受講者に対して開示される、本講座、ならびに FinoLykke®Pædagog に関する情報、講座運営のノウハウ、組織に関する情報、当社が運営する「北欧教育スクールフィーノリッケ」に関するSNSグループ(フェイスブック等)上の交換情報等、その他の事項に関するあらゆる情報を意味する。受講者は、自己の秘密情報に対するのと同等の注意(但し合理的な程度を下回らないものとする。)をもって、当社の秘密情報を取り扱うものとする。但し、以下の情報は「秘密情報」から除外する。
- (1) 当社から提供又は開示がなされたとき、既に公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの
- (2) 当社から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの
- (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
- (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
- 2. 受講者は、「FLPA」、「FLP」の各ランクにおいて、各活動を行うのに必要かつ当社から許可されている限りにおいてのみ、第三者に情報を開示することが出来るものとする。
- 3. 受講者は、秘密情報に関し、特に下記を注意して遵守しなければならない。
- (1)「本講座」で配布されるテキスト類は、資格者の育成のために用いるものであり、 自身の研鑽のためにのみ使用するものとし、第三者に開示してはならない。
- (2) 受講者は、各活動において、本規約に基づき、あるいは当社の許可を得て、テキ

スト類の一部を自身のクライアントに開示する場合にも、テキストの第三者への開示、 コピー、複製をさせないようにしなければならない。また、クライアントに、無断録 音、録画をさせないようにしなければならない。

- (3) 各講座について、当社の許可なく、録音、録画等、画像保存、音源の作成をしてはならない。
- 4. 受講者は、秘密情報を厳重に管理し、自己の役員又は従業員といえども、秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従業員が秘密情報を本目的以外の目的に利用したり、第三者に開示又は漏洩したりしないよう厳重に指導及び監督しなければならない。

第14条 (遵守事項)

受講者は、本講座及び資格者としての活動(当社のご招待する Facebook グループ等、付随する SNS やフィーノから提供する連絡システム上での活動も含む。)にあたり、以下の各号を遵守し、各号において禁止とされる行為、または禁止行為に該当する又はその恐れがあると当社が判断する行為を行わないものとする。なお、当社は、遵守事項の確認及び規約違反に対する対応等、運営上の必要に応じて、当社は受講者の情報、及び投稿情報を適宜閲覧することができる。

- 1. コミュニティ内の情報、記載事項についても、動画、録音・録画等、複製する行為、2次利用(複製、送信、転載、改変などの行為を含むが、これに限られないものとする。)は一切禁止する。
- 2. 受講及び資格者としての活動においては、当社の指定する、Facebook グループ等、外部 SNS を使用しての双方向のコミュニティへ参加するものとする。

この場合、アカウントをお持ちでない方は作成に協力するものとする。また、当社からの連絡事項等が Facebook 等に記載されることもあるが、アカウントをお持ちではないこと、あるいは本サービスと受講者の外部 SNS アカウントとの連携・参加が行われないこと(連携の不具合を含む。)に拠る不利益について、当社は一切の責任を負わないものとする。

- 3. 当社、他の受講者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為は禁止する。
- 4. 犯罪行為に関連する行為または各種法令、公序良俗に反する行為は禁止する。また Facebook 等、各 SNS の使用利用にあたっては、SNS 側の規約に違反しないよう注意するものとする。(当社から SNS の利用規約をご案内することは原則ないところ、その利用規約を各自にて確認するものとし、規約違反によるアカウント停止等について、当社は一切関知しない。)
- 5. 各 SNS 等の投稿におけるスパム行為またはこれらに類する行為は禁止する。
- (1) 本サービス内の投稿可能な箇所に、同一または類似の文章を連続して投稿する行為
- (2) 本サービス内の投稿可能な箇所に、当該箇所または本サービスと無関係もしくは関連性の希薄な語句を複数羅列し、または著しく長い文章もしくは大量の語句を投稿す

る行為

- (3) 本サービス内の投稿可能な箇所に、同一の URL を連続して投稿する行為
- 6. 他の受講生、または第三者もしくは当社及び当社のパートナーへの誹謗、中傷および名誉・信用・経済的・精神的損害・不利益を与える行為は禁止する。
- 7. 他の受講生またはパートナーに競合たりうるサービス・企業での勤務を勧誘する行為は禁止する。
- 8. 政治・宗教活動や営業活動その他、当社が不適当と判断する行為は禁止する。
- 9. 他の受講生の迷惑になるような行為、当社によるオンライン講義その他のサービス提供・運営を妨げる行為及びそのおそれのある行為は禁止する。
- 10. その他、当社が不適切と判断する行為について禁止する。
- 11. 第三者から以下の行為の申し入れがあった場合、受講者、受講終了者(資格取得の有無を問わない)は、速やかに当該申入れを拒絶いただき、当社に報告するものとする。

記

- ①著作権侵害の可能性のある行為を依頼された場合
- (例: ⑦テキストや資料を見せてほしい、 ②テキストや資料の一部ないし全部をコピーさせてほしい等)」
- ②秘密保持義務違反の可能性のある行為を依頼された場合

(例:講師の話を録音して渡してほしい等)

第15条 (その他の遵守事項)

- 1. 受講者は、本講座で習得した事項を自身の活動に活かして、自身において教授する場面で、自身のクライアントに対し、その心情に配慮し、誠実にアドバイス等を行うものとする。
- 2. 当社及び受講者は、相互に誹謗中傷をしないものとする。

第16条(本サービスの中断、停止、振替等)

- 1. 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、受講者に事前に通知することなく、本サービスの提供を中断、または停止、延期その他のスケジュール変更等をすることができる。ただし、事前に想定できる場合には、本サイトへ掲載、または受講者のアカウント情報に登録されてあるメールアドレスにメールする等の方法により、受講者に通知するよう努めるものとする。
- (1) 本サービスの提供に必要な装置、設備(通信事業者またはインターネット・サービス・プロバイダーの設備を含む。)等の工事・保守等を行う場合
- (2) 本サービスの提供に必要な装置、設備(通信事業者またはインターネット・サービス・プロバイダーの設備を含む。)等に障害が発生した場合
- (3) 火災、停電、地震、自然災害等天災、その他の非常事態の発生等により、本サービスの提供が困難な場合

- (4)運用上または技術上の理由により、当社が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合
 - (5) 講師が急病等、合理的事情によって対応が不能となった場合
 - (6) その他本サービスを提供できない合理的事由が生じた場合
- 2. 本条の場合、当社は、受講者に生じた損害について、一切の責任を負わず、返金または利用期間の延長等も行わない。ただし、前項のうち、地震・台風等の不可抗力、講師の 急病による場合には、原則として、講義日の振替を行うものとする。

第17条 (解約等)

1. 当社は、以下の事由がある場合、受講者との一切の契約を解除し、あるいは、資格者としての活動の一切を停止または禁止させること、以降の受講の禁止、受講者を

「FinoLykke ®Community」のコミュニティから除名することが出来る(これらを総称して「解約等」とする。)。この場合、当社は、受講者に対して受講料の返還を含め、一切の損害を負担しない。

- (1)受講者が、本規約に違反をし、当社から相当期間を定め是正を勧告しても、違反 状態が改善されなかった場合
- (2) 受講者について受講中に、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申し立てがあったとき。
- (3) そのほか受講者について、信用状態の悪化が客観的に認められるとき。
- (4) その他、受講者が、当社との信頼関係を著しく破壊する行為に及んだ場合
- 2. 当社が受講者を除名、解約した場合、当社は、その旨を当社の運営する公式サイト 及び SNS で告知することが出来る。
- 3. 前1項、2項の規定に関わらず、当社は、受講者が本規約の各条項のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、その損害の賠償を請求できる。

第18条 (解約等の後の遵守事項)

- 1. 受講終了後といえども、資格者としての活動にあたり、受講者は本規約を遵守しなければならない。
- 2. 受講者は、受講者が資格者であった場合、当社から禁じられて以降は、「FLPA」または「FLP」に基づく活動、またはこれと同種同等の活動をしてはならない。
- 3. 第3条規定の当社の講座の全部ないし一部なりとも受講したことがある者は、受講中、受講終了後、または除名後等の時期を問わず、当社のサービスと同種同等の活動をしてはならない。特に以下の行動は固く禁じる。

記

①ペダゴーまたはこれに類似した名称を使用しての、新たな資格認定講座等の主催・ 開講、講座の販売、講座に関連して第三者へ資格付与する活動

②第6条3項5号に該当する者が、当社との事前協議なくして受講をし、同種同等の活動に及んだ場合には、著作権侵害、守秘義務違反があるものとみなし、違約金とし

て金として受講料の10倍を支払う義務を負うものする。なお、実際に当社に発生した損害が上記金額よりも多い場合には、実際に生じた損害も上記に加算して支払わなければならない。

- ③本条1項、2項の規定に関わらず、受講終了後、当社から書面での許諾を得た受講者は、当社との協同事業を行うことができる。この場合、当社は正式な協同、提携事業者として、HP等で、受講者名を公開するものとする
- ④除名、解約等がなされた場合において必要がある場合には、コミュニティ等において、当社は、当該受講者、資格者との解約を公開することができる。
- ⑤事情如何を問わず、契約終了後といえども、第10条、第11条、第12条、第1 4条2項、本条2項以下は永続して効力を有する。

第19条(反社会的勢力との関係排除)

- 1. 当社及び受講者は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2. 当社及び受講者は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
- 3. 当社又は受講者は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本規約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4. 当社又は受講者は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本規約に基づく損害賠償を請求できるものとする。

第20条(協議条項)

本規約に定めていない事項については、当社及び受講者において、その都度誠実に話し合いで解決する。

第21条 (本規約の変更)

当社は、当社が必要と判断する場合((1)利用規約の変更が、受講者の一般の利益に 適合するとき。(2)利用規約の変更が、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更 の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。)、本利用規約の 内容を変更できるものとする。

当社は、本利用規約の内容を変更する場合には、受講者、資格者等に当該変更内容を、本サイトにおいて、その内容及び効力発生時期を告知する方法により、事前に通知するものとする。

第22条(管轄)

当社及び受講者は、本規約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第23条(準拠法)

この契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第24条(分離可能性)

本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、あるいは無効また は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効 かつ実施できるものとする。

2021年11月21日制定

2023年 2月 3日改訂

2023年 5月15日改訂